

事業名：函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業

令和8年7月7日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和8年7月28日

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	③の表について、施設維持修繕の工期は、事業契約手続～事業完了との理解でよろしいでしょうか。	施設維持修繕の工期は、令和9年4月1日～事業完了となります。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	実施方針において、トンネル灯数は設計により変更となる場合がある旨が示されています。入札価格上の数量前提は別紙2の灯数とし、詳細設計後の灯数増減については協議対象となるとの理解でよいでしょうか教えてください。	トンネル部における新設LED道路照明への更新灯数は、現況灯数ではなく、過年度実績に基づいた想定数量とする予定です。なお、入札価格の積算に必要な数量は、入札公告時に公表する予定です。詳細設計に伴い更新灯数に増減が生じた場合は、受発注者間で協議の上、設計変更の対象とします。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	既設LED道路照明4,504灯のうち、別紙2で「R12より」と記載された1,022灯について、令和12年4月1日より施設維持修繕業務の対象となる理由をご教えてください。また、令和12年4月1日以前の維持修繕責任、同日時点の引継ぎ状態及び故障中設備の扱いをご教えてください。	令和12年3月31日まで別途リース事業にて実施しており、令和12年4月1日以降は本事業に含むためです。当該照明については令和12年3月31日まではリース事業における契約内容となります。引継ぎ状態及び故障中設備の取扱いについては、令和11年度中に台帳等を事業者に提示する予定です。なお、故障中設備の施設維持修繕が発生した場合の費用については受発注者で協議の上、決定します。
4	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	既設の状況(瑕疵等を含む)が事前に開示されている資料と異なる場合及び当該資料からは想定できない理由による追加費用については、発注者側でご負担をいただく建付けとなることを確認させて下さい。	既設の状況(瑕疵等を含む)が事前に開示されている資料と異なる場合及び当該開示資料からは想定できない理由による追加費用が発生した場合は、契約後に受発注者間で協議し、設計変更の対象とします。
5	実施方針	3	第1	1	(5)※3	特定事業の対象範囲	入札提案上の設計は別紙2「道路照明施設一覧」の通りとし、事業者決定後に変更となる可能性があるため、「トンネル灯数は設計により変更となる場合がある」との※3の注釈が付いているとの理解で良いでしょうか。また、その場合、追加費用については、発注者にてご負担をいただくこととなることを確認させて下さい。	設計対象は、「別紙2 道路照明施設一覧(トンネル照明一覧表)」において「詳細設計対象」として示しているトンネルです。トンネル部における新設LED道路照明への更新灯数は、現況灯数ではなく、過年度実績に基づいた想定数量とする予定です。詳細設計に伴い更新灯数に増減が生じた場合は、受発注者間で協議の上、設計変更の対象とします。
6	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	年度ごとに支払われる設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に対する対価並びに施設維持修繕業務に係る対価については、SPC管理に係る費用や弁護士、会計士、税理士等に費用、金融機関への支払いに必要な金利等の費用も含まれるということで宜しいでしょうか。	含まれるということでよろしいです。
7	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	年度ごとに支払われる設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に対する対価について、出来高認定を受けて、実際に支払われるまでのスケジュールについてご教示下さい。	出来高確認申請の提出を受けた日から10日以内に既済部分検査を行った後、速やかに発注者から出来高相当額の通知をします。その後、支払請求の提出を受けた日から14日以内にお支払いする予定です。
8	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	①設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価について令和9年度から令和12年度末までの間、年度毎の出来高の一部を支払うとのことですが、支払予定の対価の内訳を教えてくださいませんか。	出来高確認申請の提出を受けて、出来高に基づきお支払いする支払予定の対価の内訳は現段階で決定していません。各年度の支払限度額については、入札公告時に落札金額に対する概ねの割合を示す予定です。
9	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	一部とはどの程度を想定しておりますでしょうか？契約額の何%かお教えてください。	一部とは、各年度の支払限度額です。支払い限度額については、入札公告時に落札金額に対する概ねの割合を示す予定です。
10	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	「設計業務、施設更新業務および工事監理業務に係る対価」は、施設更新業務期間中に、年度毎の出来高の一部が貴部から支払われ、残額分は令和13年度以降の10年間に亘って割賦方式で年1回支払われるとのことですが、当該業務期間は約3年間と長期となることから、当該業務期間中における資金調達を早期に検討する必要があります。そのため、年度毎の出来高払いとして予定されている「一部」が年度出来高のどの程度となる計画でしょうか。(市中金利の上昇傾向が継続しておりますことから、金利負担分が過度にならない事業費の支払を希望しております。)	一部とは、各年度の支払限度額です。支払い限度額については、入札公告時に落札金額に対する概ねの割合を示す予定です。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	「設計業務、施設更新業務および工事監理業務に係る対価」は、施設更新業務期間中に、年度毎の出来高の一部が貴部から支払われ、残額分は令和13年度以降の10年間に亘って割賦方式で年1回支払うとされています。 資産の引渡しとなりますLED道路照明などの施設更新業務費が分割払いとなるのは理解できますが、既に役務提供が完了した工事監理業務費まで長期の割賦払となりますと、SPCがその資金を立替えることとなり、そのための資金調達による借入金利負担も生じることで、総事業費に占める金利分の割合が高くなり、民間活用のメリットが損なわれることに繋がりがありません。 より効果的・効率的な技術的能力の発揮に、事業費を投入できるように、工事監理業務費は年度毎の出来高支払及び、新設LED化完了による引渡し時に一括での支払いとなると見込んでおいてよろしいでしょうか。	工事監理業務についても、既済部分検査及び完工確認検査の対象となります。
12	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	施設維持修繕業務のうち、巡回業務及び道路照明台帳更新・管理業務は定常業務、道路照明施設維持修繕業務は非定常業務として年度末精算とされています。巡回時の故障調査、軽微修理、清掃、交通支障器材撤去等について、定常業務に含まれる範囲と非定常業務として精算対象となる範囲をご教示ください。	巡回業務の結果や通報により判明した不具合による故障調査、軽微修理、清掃、交通支障器材撤去等については、非定常業務として精算対象となります。
13	実施方針	4	第1	1	(10)	本事業の実施に関する協定等	②事業契約についてSPCを設立しない場合も想定されています。この場合の契約主体は、代表企業単体、代表企業及び構成企業で構成される共同企業体、代表企業及び構成企業の連名の3パターンが想定されますが、いずれも可能という理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合の契約の相手方は、代表企業単体、応募グループ又は共同企業体のいずれかとなります。共同企業体を設立しない場合は連名ではなく、応募グループの代表企業との契約となります。
14	実施方針	4	第1	1	(10)	本事業の実施に関する協定等	さらに、SPCを設立しない場合の設計業務、施設更新業務、工事監理業務及び施設維持修繕業務の業務については、応募グループ内の各業務を担当する各社が開発局と業務契約を締結するのでしょうか。	SPCを設立しない場合の契約の相手方は、代表企業単体、応募グループ又は共同企業体のいずれかとなります。共同企業体を設立しない場合は連名ではなく、応募グループの代表企業との契約となります。
15	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	単独企業で応募した場合、子会社を施設維持修繕業務担当としてもよろしいでしょうか？	不可とします。業務を分担する場合は、応募グループとして参加してください。なお、共同企業体を設立しない場合は連名ではなく、応募グループの代表企業との契約となります。
16	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	単独企業で応募し施設更新、施設維持修繕企業の参加条件しかない場合、設計企業、工事監理企業を協力会社として参加していただく形でよろしいのでしょうか？	不可とします。業務を分担する場合は、応募グループとして参加してください。なお、共同企業体を設立しない場合は連名ではなく、応募グループの代表企業との契約となります。
17	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	本事業は約13年間の長期に亘る事業であり、SPCの設立・運営・資金調達といった経営管理業務が不可欠であり、入札参加者による「資金調達及び収支計画」が審査対象となっています。 しかし、応募者は、「特定事業の業務（設計、施設更新、工事監理、施設維持修繕）」を実施するものに限定されており、上記によるSPCの経営管理（統括管理）業務を担う企業が、応募グループの代表企業や構成企業として参画することができないように見受けられます。 つきましては、本実施方針における「特定事業の業務」および要求水準書（案）の業務内容に「SPCの経営管理（統括管理）業務」を追加していただくとともに、当該業務を担う企業が応募グループの構成員として参画できるように、参加要件を追記していただければ幸いです。	その他企業としての参加が可能です。また、応募グループの代表企業や構成企業として参加することも可能です。
18	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	SPCを設立することを基本とする（SPCを設立しないことも許容する）とされていますが、約13年間に亘る長期のPFI事業において、複数業務の統括（業務間調整）や、資金調達、リスク管理を確実に実行し、事業効果を高めるためにはSPCの存在が不可欠と考えます。 また、SPCを設立しない場合には、金融機関による業績監視などのガバナンスの発揮や、事業主体や本事業に係る業績の透明性確保などが損なわれる懸念があることから、長期に亘る事業の確実な遂行を担保するためには、SPCの設立は必須に変更されと考えてよろしいでしょうか。	SPCの設立については必須とはしません。
19	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	SPCを設立する場所は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	応募グループの場合として資本金又は人財面において関連のある2者（A者、B者）が施設更新業務（A者）と施設維持修繕業務（B者）のそれぞれを実施することは問題ないと認識してよろしいでしょうか。 また、その際に施設更新業務（A者）の下請けをB者とする体制は問題無いでしょうか。	同一の応募グループ内であれば問題ありません。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
21	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	応募企業の場合として資本金又は人事面において関連のある者を応募企業(A者)の下請けB者とする体制は問題無いでしょうか。	同一の応募グループ内であれば問題ありません。
22	実施方針	11	第2	5	(1)	応募者の構成	応募者の構成⑩として、「入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと」が提示されていますが、本項の内容は、同一の応募グループ内に該当する関係者が存在しないことを意図している規定か、他の応募グループの構成員又は協力企業との関係を指し、同一事業に該当関係者が重複応募することを禁じる意図のどちらでしょうか。	他の応募グループの構成員又は協力企業との関係を指し、同一事業に該当関係者が重複応募することを禁じる意図でよろしいです。
23	実施方針	28	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	実施方針第3 2(3)①(新設LED道路照明の自主検査及び既済部分検査)の第2段落3行目の「検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、施設更新業務に係る対価(出来高払い分)を支払う。」との記述及び要求水準書(案)第3 4(6)第2段落の3行目の「…、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、施設更新業務に係る対価(出来高払い分)を支払う。」との記述について、支払われる対価の内訳を教えてくださいませんか。	出来高確認申請の提出を受けて、出来高に基づきお支払いする支払予定の対価の内訳は現段階で決定していません。各年度の支払限度額については、入札公告時に落札金額に対する概ねの割合を示す予定です。
24	実施方針	28	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	「事業者は、新設LED道路照明の設置完了の都度、自主検査を行い、電気需給契約手続きを完了することになっていますが、この電気需給契約は貴部と貴部が指定する電気事業者との契約手続きを代行するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	28	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	貴部では、1ヶ月毎に新設LED道路照明の設置完了確認を行い、当該新設LED道路照明を部分使用することですが、それによる電気使用料金は貴部が負担する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	28	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	新設LED道路照明への更新業務期間が約3年間と長期に亘るなかで、貴部による新設LED道路照明の設置完了確認・部分使用は明記されていますが、「部分引渡し」に関する記載がございません。 「部分引渡し」を行えなければ、設置完了から全てのLED化完了による完工確認検査までの間、設置完了済のLED化完了道路照明に対する第三者による損傷などのリスクは、民間事業者が負担することになりますので、「部分引渡し」に関する規定は、入札説明書で提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	既済部分検査に基づく部分払を予定しており、部分引渡しを行った場合にはPFI事業における割賦払い期間が開始されることから、指定部分検査による部分引渡しは実施いたしません。リスク分担については、別紙3「リスク分担表」のNo.44～45に記載のとおりです。
27	実施方針	29	第4	2	—	本施設の計画に関する事項	「本事業の対象とする道路照明には照明柱等の支持設備は含まない」と記載されていますが、施設維持修繕期間中も照明柱、アーム、基礎等の支持設備は維持修繕の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針 要求水準書(案)	29 44	第4 第5	2 1	— (1)	支持設備の不備・不良発見時の対応	実施方針において、本事業の対象とする道路照明には照明柱等の支持設備を含まない旨が示されています。施設更新業務又は施設維持修繕業務の実施時に、照明柱、アーム、基礎、取付金具等の支持設備について、腐食、損傷、強度不足、取付不良その他の不備・不良が判明した場合、事業者が実施すべき対応範囲をご教示ください。あわせて、当該支持設備の補修又は更新が必要となる場合の費用負担、非正常業務としての精算対象性、設計変更協議又は別途発注の扱い、並びに応急措置、安全確保及び報告義務の範囲をご教示ください。	本業務には、照明柱、アーム、基礎、取付金具等の支持設備に係る点検、補修、更新及び応急措置は含まれておりません。なお、巡回時に、当該支持設備の不良により第三者被害のおそれがある状況を発見した場合には、発注者に情報提供いただくようお願いしたいと考えています。
29	実施方針	35	第8	3	(2)	設計図書等の閲覧	ここに記載されているトンネルについては基本設計及び数量調書は完了済みということでしょうか？	道路照明施設設置基準・同解説(令和8年2月)に基づいた修正設計が必要となります。
30	別紙2	—	—	—	—	道路照明施設一覧	別紙2「道路照明施設一覧」は、入札価格算定における数量・仕様等の基礎資料と理解しておりますが、既設灯具のメーカー、型式、取付金具、配線、受電設備、設置年度、故障履歴等について、別途開示予定の資料があるかご教示ください。また、別紙2と現地条件に差異がある場合は、事前調査又は詳細設計後に協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	別途開示予定の資料はありません。 現地条件に差異がある場合は、受発注者間で協議の上、設計変更の対象となることでよろしいです。
31	別紙2 要求水準書(案)	— 34	— 第3	— 2	— 現地調査	付属部材等の種類・数量情報	デザイン灯、遮光ルーバー、アダプター等、灯具設置時に付属が必要となる部材について、入札価格算定に必要な種類、仕様、数量又は対象箇所が分かる資料の有無及び開示時期をご教示ください。	付属部材等については現地調査後に受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
32	実施方針	39	別紙2			道路照明施設一覧	別紙2には既設照明の仕様が記載されていますが、更新する器具の仕様(道路・トンネル照明器材仕様書の器具型式)の記載がありません。特に、トンネル照明においては、既設光源のW数の記載がありません。積算する上で必要な情報としてガイドライン規格等を記載していただきますようお願いいたします。 トンネル照明については本PFI事業において詳細設計が予定されているため入札時の工事費積算がし辛い状況です。更に道路照明では、デザイン照明についてLED化対象とされている全てのデザイン照明が照明灯具の交換だけで済まない箇所もあると思われます。このようなことから入札公告時に公表される資料に施工条件が確実に把握できる資料の呈示をお願いいたします。	入札公告時に設計図書にて公表しますが標準的な工事数量による概数となりますので、現地条件に差異がある場合は受発注者間で協議の上、設計変更協議の対象となります。
33	別紙3					リスク分担表	LED器具、電線、人件費、交通規制費、資材費について、契約後の価格スライドがどこまで認められるか。	施設更新費及び施設維持修繕費の物価変動については、一定の条件を満たす場合に改定します。詳細は入札公告時に示します。
34	別紙3	39				リスク分担表 (金利変動リスク)	「説明」欄に「引渡し以降の特定の時期に基準金利を入札時のものから改定」とありますが、完成引渡し以降の一定の時期に金利改定を想定されているということでしょうか。今回の割賦期間であれば、引き渡し時に確定した金利にて資金調達を受けられる可能性が高いため、引渡し後の金利改定の必要は無いように思いますので主旨をご教示ください	資金調達に関する提案は自由です。なお、本事業においては、近年の金利動向を踏まえ、民間事業者のリスクを低減するために完成引渡し以降に金利改定を行う予定です。
35	実施方針	41	別紙3	14		不可抗力リスク	期間変更に伴う増加費用又は損害のうち、1%が事業者負担とされておりますが、不可抗力によって事業期間が短縮された場合の事業者の損害(得べかりし利益の損失)は、短縮された全期間が対象となる理解でよろしいでしょうか。	施設維持修繕業務等に係る不可抗力リスクは記載のとおりとします。なお、事業期間の短縮に関するリスク分担については全期間を対象とし、リスク分担No47、48に記載のとおりとします。詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針	42	別紙3	31		引渡し遅延リスク	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用は国負担だが、未実施の施設維持修繕業務費及び点検業務相当分の対価は支払わないとの説明があります。上記は、施設更新期間中の施設維持修繕費を、新設LED分と既設LED分のそれぞれに分けて計上する提案様式(入札価格内訳)での提出・審査となることを事前に周知されているとの理解でよろしいでしょうか。	国の帰責事由による引渡しの遅延に伴う施設維持修繕業務の減額については、国は対価を支払いません。提案様式の詳細は入札公告時に示します。
37	実施方針	42	別紙3	20		住民運動に関するリスク	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因した増加費用に対して、事業者が負担しなければならないケースとは、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	反対運動に伴う事業の開始遅延や中断に伴う人件費や経費の増加等を想定しています。
38	別紙3	43	No.44～46	—	—	リスク分担表(国施設の損傷)	交通事故、第三者行為、加害者不明等により道路照明施設が損傷した場合、別紙3リスク分担表No.44～46「国施設の損傷リスク」のいずれに該当するかご教示ください。あわせて、当該損傷に係る初動対応、応急復旧及び本復旧の費用が非定常業務として精算対象となるかご教示ください。	事故等によるリスク分担については事故ごとに判断しますので協議願います。また、非定常業務については、受発注者間で協議の上、必要に応じ精算対象とします。
39	別紙3	43 44	No.40 No.50	—	—	リスク分担表(物価上昇)	施設更新業務及び施設維持修繕業務に係る物価上昇リスクについて、「著しく、急激な価格水準の変動」又は「一定の条件」を満たす場合の費用改定の考え方が示されています。入札時点で想定される判断基準又は協議の考え方があればご教示ください。	施設更新費及び施設維持修繕費の物価変動については、一定の条件を満たす場合に改定します。詳細は入札公告時に示します。
40	実施方針	43			40	物価上昇リスク	「急激な価格水準が生じた場合」とありますが新労務単価特例措置に基づく変更はなく、契約時の労務単価のまま令和13年及び令和22年度まで契約時の労務単価基準となる場合もあるということでしょうか？また資材についても価格等々した場合、単品スライドなど行う予定はありますか？また金利について、契約当初と完成引き渡し時で金利の変更があり完成引き渡し時に上昇していた場合、金利もスライドしていたのでしょうか？	施設更新費の物価変動については、一定の条件を満たす場合に改定します。金利変動については、リスク分担表No5、6に記載のとおりとします。詳細は入札公告時に示します。
41	実施方針	44	別紙3	50		物価上昇リスク	物価上昇のリスク負担者が、国：○、事業者：△となっていますが、対象業務費の1%が民間負担となることを意図しているとの理解でよろしいでしょうか。 物価上昇のうち、3%を超えるまで事業者負担する事業が散見されますが、採用される指標によって、3%を超える物価上昇となるケースは多くなく、物価上昇による事業者のコスト負担が厳しくなるなかで改定のハードルが高くなると、事業期間が長い本事業では事業者にとって非常にリスク(参画の障壁)となります。	施設維持修繕費の物価変動については、一定の条件を満たす場合に改定します。詳細は入札公告時に示します。
42	実施方針	44	別紙3	47		施設維持修繕業務等の開始遅延・中止・中断リスク	国の帰責事由によるリスクが、事業者負担になっているのは、国負担の間違いと理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。国の帰責事由による施設維持修繕業務等の開始遅延・中止・中断に伴う期間の施設維持修繕業務が減額となります。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
43	実施方針	44	別紙3	48		施設維持修繕業務等の開始遅延・中止・中断リスク	国の帰責事由により事業者が生じた増加費用の負担者が、国：○、事業者：△となっていますが、事業者が負担すべき増加費用とは、どのようなケース・事象を想定されているのでしょうか。	国の帰責事由による施設維持修繕業務等の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断に伴う人件費や経費の増加等を想定しています。
44	実施方針					参加要件	同一企業が小樽・函館の両方に代表企業、構成企業、協力企業として参加できるのか。特に、照明メーカーや電気工事会社の重複参加制限があるか	同一企業による小樽、函館両事業への参加制限はありません。
45	実施方針					一般事項	道路照明、トンネル照明、維持修繕について、どの企業がどの実績を持つ必要があるのか。代表企業に電気工事実績まで求められるのか、構成企業の実績で補完できるのか	各社が行う業務内容に応じて、「5 応募者の参加資格要件」に示す実績を求めます。各企業の実績は、代表企業に限らず、構成員の実績を対象とします。
46	実施方針					一般事項	北海道内企業、小樽・後志、函館・道南企業の活用が加点対象になるか。	詳細は入札公告時に示します。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	11	第1	22		新技術活用の促進 (施工者選定型)	施設更新業務及び施設維持修繕業務の何れも新技術の活用が必須でしょうか。	本事業全体で1つ以上とします。
2	要求水準書(案)	12	第1	22		新技術活用の促進 (施工者選定型)	第3段落の3行目「当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。」との記述について、要求水準書には「設計図書等で定められた事項」が示されていないため本事業では新技術の活用に関する設計変更は対象外との理解でよろしいでしょうか。	技術提案書で提案があった新技術については設計変更の対象としません。それ以外の新技術については設計変更の対象となりますので、受発注者間で協議願います。
3	要求水準書(案)	16	第1	27	(2)	遠隔臨場による工事 検査の対象	表中の完成検査は完工確認検査と同義との理解でよろしいでしょうか。 屋間技術検査及び完済部分検査については本事業には遠隔臨場による工事検査の対象外との理解でよろしいでしょうか。	完成検査は完工確認検査と同義になります。 中間技術検査及び完済部分検査は遠隔臨場による工事検査の対象外です。
4	要求水準書(案)	18	29		(1)	各種手続き	変更予定灯具の電力会社明細等は対象灯具や対象トンネルごとにまとめられている資料があるという認識でよろしいでしょうか？	対象灯具や対象トンネルに係る電力使用量等が確認できる請求書はあります。
5	要求水準書(案)	18	第1	30	(1)	地域外	地域外とは函館開発建設部管内以外からの労働者という認識でよろしいでしょうか？	地域外(遠隔地)の定義は無く、受発注者間での協議で内容を確認し、必要に応じて設計変更の対象とします。
6	要求水準書(案)	21	第1	36	(1)	溶融垂鉛めっきに関するJIS規格の読み替え	溶融垂鉛めっきに関するJIS規格の読み替えについて、対象となる施設又は部材の範囲をご教示ください。	トンネル照明器具の取付金具等を想定しております。
7	要求水準書(案)	23	第2			道路照明施設設計業務	第2で記載されている「共通仕様書」は、北海道開発局「設計業務等共通仕様書」(令和8年度版)のことでしょうか。 ・23ページ第2 1. (2)2①1行目の「共通仕様書」 ・23ページ第2 1. (2)3①1行目の「共通仕様書」 ・24ページ第2 1. (3)1)2行目の「共通仕様書」 ・24ページ第2 1. (3)2)1行目の「共通仕様書」 ・24ページ第2 1. (5)1)②1行目の「共通仕様書」 ・25ページ第2 1. (6)1)1行目の「共通仕様書」 ・26ページ第2 1. (6)1)④1行目の「共通仕様書」 ・27ページ第2 2. (1)2)1行目の「共通仕様書」 ・27ページ第2 2. (1)2)①1行目の「共通仕様書」 ・27ページ第2 2. (1)2)③1行目の「共通仕様書」 ・27ページ第2 2. (1)2)④1行目の「共通仕様書」 ・27ページ第2 2. (1)2)⑥1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)2)⑧1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)2)⑩1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)2)⑪1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)3)①1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)3)②1行目の「共通仕様書」 ・28ページ第2 2. (1)4)1行目の「共通仕様書」	そのとおりです。
8	要求水準書(案)	23	第2	1	(2)-1	貸与資料	過年度業務成果品及び過年度工事完成図書が貸与資料として示されています。これらの過年度成果品が今回設計の前提資料として使える範囲、並びに現地条件との差異が判明した場合の修正設計、数量変更及び設計変更協議の扱いをご教示ください。	貸与資料は設計にあたり必要な範囲となります。また、現地条件との差異が判明した場合は受発注者間で協議の上、設計変更協議の対象となります。
9	要求水準書(案)	27	第2	2	(1)	業務範囲	2)1行目の共通仕様書第12編第2804条の条文が見当たりません。 北海道開発局ホームページに掲載されている北海道開発局「設計業務等共通仕様書」(令和8年度版)で確認しました。	共通仕様書とは「電気通信施設設計業務共通仕様書(令和8年3月)」となります。
10	要求水準書(案)	28	第2	2	(1)	業務範囲	3)①1行目の共通仕様書第12編第2804条の条文が見当たりません。 北海道開発局ホームページに掲載されている北海道開発局「設計業務等共通仕様書」(令和8年度版)で確認しました。	共通仕様書とは「電気通信施設設計業務共通仕様書(令和8年3月)」となります。
11	要求水準書(案)	28	第2	2	(1)	業務範囲	4)1行目の共通仕様書第12編第2805条の条文が見当たりません。 北海道開発局ホームページに掲載されている北海道開発局「設計業務等共通仕様書」(令和8年度版)で確認しました。	共通仕様書とは「電気通信施設設計業務共通仕様書(令和8年3月)」となります。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	要求水準書(案)	33 34	第3	1	(9)	交通誘導警備員の配置条件	要求水準書(案)において、工事期間中は準備作業を含めて交通誘導警備員を配置し、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ発注者と協議する旨が示されています。入札価格算定上、交通誘導警備員について発注者が想定する標準的な配置条件(配置場所、人数、昼夜区分、配置期間、対象作業等)があればご教示ください。また、現場条件、作業形態、施工時期又は所轄警察署等との協議により、当該配置条件に増減が生じた場合、設計変更又は協議の対象となるとの理解でよいでしょうかご教示ください。	入札公告時に発注者が想定する標準的な配置条件を提示します。また、現場条件や作業形態等を踏まえ受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更協議の対象とします。
13	要求水準書(案)	34	第3	3	(1)	適用	2行目の「共通仕様書」は、(3)道路用照明器具に記載されている「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(一般社団法人建設電気技術協会)」、「ガイドライン」、「道路照明施設設置基準・同解説(公益社団法人日本道路協会)」、「電気通信施設設計要領・同解説(電気編)(一般社団法人建設電気技術協会)」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	共通仕様書とは「電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)」を示します。資料を修正して提示します
14	要求水準書(案)	34～35	第3	3	(2)	器材の品質	第3で記載されている「ガイドライン」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」のことでしょうか。 ・34ページ第3 3.(2)1)2行目及び3行目の「ガイドライン」 ・35ページ第3(3)2)1行目の「ガイドライン」 ・35ページ第3(3)3)2行目の「ガイドライン」	そのとおりです。
15	要求水準書(案)	35	第3	4	(1)-1	道路照明設備設置工	灯具と照明柱又はアームを接合するためのアダプター等の取付部材を見込む必要があるかご教示ください。	付属部材等については現地調査後に受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更で計上します。
16	要求水準書(案)	35	第3	4	(1)-1	道路照明設備設置工	管理番号プレート又は管理番号シールの更新は、施設更新業務の範囲に含まれるかご教示ください。	管理番号プレートの更新は、施設更新業務に含まれますが、管理番号シールについては含まれません。
17	要求水準書(案)	35	第3	4	(1)-1	道路照明設備設置工	管理番号プレート又は管理番号シールの更新が施設更新業務の範囲に含まれる場合、指定の材質、寸法、表示内容、取付方法があればご教示ください。	詳細は、入札公告時に示します。
18	要求水準書(案)	36	第3	4	(2)-3	トンネル照明設備設置工	器具番号又は管理番号を記入した表示札等について、指定の材質、寸法、表示内容、取付方法があればご教示ください。	詳細は、入札公告時に示します。
19	要求水準書(案)	36 37	第3	4	(1)-5) (2)-7)	性能確認	現地の状況から測定が困難と判断される場合、部分的な測定により性能を確認する旨が示されています。この場合の測定方法、測定箇所、合否判定について、事前に発注者と協議するとの理解でよいでしょうかご教示ください。	受発注者間で協議の上、決定します。
20	要求水準書(案)	38	第3	4	安全対策費	施工時間帯・積算前提	要求水準書(案)において、LED道路照明灯具の取替作業に関して、所轄警察署との協議により必要な交通規制等の安全対策は事業者において準備するものとされています。入札価格算定上、当該作業は昼間施工又は夜間施工のいずれを前提とすべきかご教示ください。また、所轄警察署等との協議により施工時間帯が変更となった場合、設計変更又は協議の対象となるかご教示ください。	入札公告時に発注者が想定する標準的な配置条件を提示します。また、所轄警察署等との協議により施工時間帯が変更となった場合は受発注者間で協議の上、設計変更協議の対象とします。
21	要求水準書(案)	38	第3	4	(6)	新設LED道路照明の自主検査及び既済部分検査	実施方針第3 2(3)①(新設LED道路照明の自主検査及び既済部分検査)の第2段落3行目の「検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、施設更新業務に係る対価(出来高払い分)を支払う。」との記述及び要求水準書(案)第3 4(6)第2段落の3行目の「・・・、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、施設更新業務に係る対価(出来高払い分)を支払う。」との記述について、支払われる対価の内訳を教えてください。	出来高確認申請の提出を受けて、出来高に基づきお支払いする支払予定の対価の内訳は現段階で決定していません。各年度の支払限度額については、入札公告時に落札金額に対する概ねの割合を示す予定です。
22	要求水準書(案)	38 39	第3	5	(1)-1	撤去品の処分	撤去品にPCB含有安定器が含まれることが判明した場合の所有者責任、保管、運搬、処分、費用負担及び設計変更又は精算の扱いをご教示ください。	PCB含有安定器の所有者責任者は発注者になります。含まれることが判明した場合、保管、運搬、処分等の費用については受発注者間で協議の上、設計変更の対象とします。
23	要求水準書(案)	42	第3	8		所有権移転業務	既済部分検査に合格した道路照明は北海道開発局により部分使用が行われているため、所有権移転については完工確認検査後ではなく既済部分検査合格の都度実施していただけないでしょうか。	ご意見としては承りますが、記載のとおりとします。
24	要求水準書(案)	44	第5	1	(1)	業務概要	維持修繕が定額サービス対価なのか、一定数量を超えた故障・事故復旧は別途精算なのか。	実施方針の第1. 1. (9)に記載のとおり、道路照明施設維持修繕業務は実績に基づき設計変更(精算)します。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
25	要求水準書(案)	44	第5	1	(1)	維持修繕数量の算定方法	既設LED道路照明の維持修繕業務について、支持設備を対象外とする場合は当該範囲を除き、入札価格算定において見込むべき交換部品の種類、交換本数、交換数量、発生頻度又は算定方法について、発注者の想定があればご教示ください。当該想定が明示されない場合、参加者ごとに灯具、LEDモジュール、電源装置、配線等の織り込み方が異なり得るため、入札の公平性確保の観点から、数量算出方法又は設計変更・精算の考え方をご教示ください。	維持修繕業務の当初計上は巡回業務のみです。照明灯具の交換が発生した場合は、設計変更の対象となりますので、受発注者間で協議願います。
26	要求水準書(案)実施方針	44 3	第5 第1	1 1	(1) (5)	再更新の想定と費用計上方法	施設更新業務は令和13年3月末まで、施設維持修繕業務は令和23年3月末までとされています。令和13年4月以降、既設LED又は新設LEDの灯具、LEDモジュール、電源装置等について、耐用年数経過や老朽化等により再更新が必要となる場合、当該再更新は施設維持修繕業務の範囲に含まれるのか、非正常業務として年度末精算の対象となるのか、又は別途発注・設計変更協議の対象となるのかをご教示ください。なお、照明柱、アーム、基礎等の支持設備については、本質問書の支持設備に関する質問の取扱いと整合するものと理解してよいかがご教示ください。	再更新が必要となった場合は施設維持修繕業務の範囲として、設計変更協議の対象となります。なお、支持設備は維持修繕の対象外となります。
27	要求水準書(案)	47	第5	1	(3)-8	緊急障害対応	緊急の障害に対処するための迅速対応体制について、現地出動を要する場合の考え方、応急復旧と本復旧の区分、対応期限の有無をご教示ください。	緊急の障害とは照明灯具の落下や発火等またはそれらが発生する恐れがある場合を想定しております。応急復旧と本復旧の区分及び対応期限は受発注者間で協議の上、決定します。
28	要求水準書(案)	48	第5	2	(1)	巡回業務	暴風雪、雪崩、落石、道路通行止め、トンネル事故などで巡回・修繕できない場合の責任分担や免責条件はあるか	暴風雪、雪崩、落石、道路通行止め、トンネル事故などで巡回・修繕できない場合は受発注者間で協議の上、対応を決定しますが、責任分担や免責条件については都度協議の上、決定します。
29	要求水準書(案)	48	第5	2	(1)	巡回業務	巡回業務に使用する車両は、黄色回転灯を装備した道路パトロールカーが必要か。また、車両の手配は事業者側か	道路維持作業に該当しないため黄色回転灯を装備したパトロールカーは不要です。
30	要求水準書(案)	48	第5	2	(1)/(2)	巡回業務	函館案件は対象路線が広域に分散しています。月1回、20:00から翌6:00の巡回について、発注者が想定する巡回日数、拠点、車両台数、人員数又は標準的な積算条件があればご教示ください。また、全対象灯具を個別に確認する必要があるのか、車上走行による点灯確認で足りるのか、管内全域の巡回を複数日に分割して実施できるかがご教示ください。	発注者が想定する積算条件を入札公告時に示します。また、車上走行による点灯確認とし、複数日に分割して実施可能です。
31	要求水準書(案)	48	第5	2	(2)	現地作業	1行目の「通報」の通報者は、北海道開発局職員との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	48	第5	2	(2)	現地作業	1)の「出来形確認等の函館開発建設部の立会は、巡回等によるチェックポイント方式で行うこと。」との記述は、「事業者が実施する出来形確認に北海道開発局が立ち会う場合には、出来形確認をチェックリストを使って巡回しながら行うこと。」との意味でしょうか。	出来形確認等の立会は受発注者間で協議の上、決定します。資料を修正します。
33	要求水準書(案)	50	第5	3	(4)	機器仕様書	1)の1行目の「本特記仕様書による」との記述がありますが要求水準書に特記仕様書が添付されていません。	資料を修正します。
34	要求水準書(案)	51	第5	3	(5)	道路照明設備設置工	6)①の表の(ア)(ウ)(エ)の設計条件に「設計業務成果による」との記載がありますが、本事業の設計業務はトンネル照明設計のための設計業務成果は無いのでしょうか。	資料を修正します。
35	要求水準書(案)	51	第5	3	(5)	道路照明設備設置工	6)の「LED道路照明設計の設計条件は、次の各号によるものとする。」との記述について、本事業の設計業務はトンネル照明設計のためのLED道路照明の設計は該当しないのではないのでしょうか。	資料を修正します。
36	要求水準書(案)	53	第5	4	(1)	道路照明台帳更新・管理業務	道路照明台帳の更新・管理について、修繕履歴、点検結果、写真、現況情報等の更新頻度、提出時期及び発注者確認の要否をご教示ください。	更新頻度、提出時期及び発注者による確認の要否については、受発注者間で協議の上、決定します。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(1)	事業対象	本事業分割発注等の可能性について、明り部とトンネル部を分けて発注などの可能性はありますでしょうか？ トンネル部本数が非常に多く、設計から施工までの期間が短く、資材の調達難も考えられるため。 また完了までの期間が短いトンネル部は既存のケーブルを再利用し灯具のみLEDへ交換は可能でしょうか？その場合、設計業務が発生しないため設計会社が参加なしでも対応可能ではないでしょうか？	分割発注の可能性はありません。また、既存ケーブル再利用による灯具のみのLEDへの交換は原則として行いません。
2	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価について、施設更新業務中、年度毎の出来高の一部を支払うとありますが、建中金利を削減して事業費の通減につなげるため、半年事に出来高認定することをご検討下さい。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価について、所有権移転後、年1回支払うとありますが、一般的なPFIと同様に年2回又は年4回の支払いをご検討下さい。 割賦元本の減少が早くなり、金利負担が減るため、事業費の通減に繋がります。	ご意見として承りますが、記載のとおりとします。
4	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	施設維持修繕業務に事業契約で支払い法補を定めることと認識しておりますが、協力企業への支払いや旧下請法の観点から、年4回の支払いのご検討をお願い致します。	ご意見として承りますが、記載のとおりとします。
5	実施方針別紙3	43				リスク分担表	43ページの39番の「契約不適合リスク」の説明欄の「事業契約に定める契約不適合責任期間は、施設の引渡し後1年とする。なお、施設の契約不適合期間については、事業者が提案する年数(ただし施設の引渡し後最低1年以上)とする。」との記述について、本事業の施設更新業務の競争参加資格条件及び履行内容は建設工事そのものであるため契約不適合責任期間についても建設工事請負契約書の適用が適当と考えられます。このため契約不適合責任期間を事業者間で競わせることは止めてください。	ご意見として承りますが、記載のとおりとします。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	42	第3	8		所有権移転業務	既済部分検査に合格した道路照明は北海道開発局により部分使用が行われるため、所有権移転については完工確認検査後ではなく既済部分検査合格の都度実施していただけないでしょうか。	既済部分検査に基づく部分払を予定しており、部分引渡しを行った場合にはPFI事業における割賦払い期間が開始されることから、指定部分検査による部分引渡しは実施いたしません。